

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

**告示**

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三三
- 保安林の指定施業要件を変更する件三件 三六
- 保安林の指定をした旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三七
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三七
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件六件 三七
- 道路の区域を変更する件四件 三九
- 道路の供用を開始する件五件 三〇
- 廃川敷地等が生じた件 三三

**公告**

- 肥料の登録の有効期間を更新した件 三三

**正誤**

- 令和二年二月二十八日付け定例第八十四号中 三三

## 告示

### 福島県告示第百二十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和二年二月二十二日救急病院として認定した。

令和二年三月六日

名称	所在地	福島県知事 内堀雅雄
桑野協立病院	郡山市島二丁目九番一八号	認定有効期限 令和五年二月二一日

（地域医療課）

### 福島県告示第百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
    - 喜多方市熱塩加納町熱塩字寺山甲一六七の八、甲一六七の一八
  - 二 保安林として指定された目的
    - 公衆の保健
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）

### 福島県告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 耶麻郡磐梯町大字磐梯字磐梯山六六七の八の一、六六七の八の五、六六七の八から六六七の八の二二まで、六六七の八の二一、六六七の八の三六、六六七の八の三八
- 二 保安林として指定された目的
  - 公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、磐梯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び磐梯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第百三十二号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
 令和二年三月六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 耶麻郡磐梯町大字磐梯字磐梯山六六七八の二八
  - 二 保安林として指定された目的  
 公衆の保健
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、磐梯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び磐梯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第百三十三号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第三項の規定により、保安林の指定をした旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
 令和二年三月六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
 白坂一夫
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林に指定したと農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 保安林の所在場所、指定の目的及び保安林に係る指定施業要件については、保安

林の指定をする件(令和二年農林水産省告示第五十五号)によること。

(森林保全課)

**福島県告示第百三十四号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
 令和二年三月六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
 小原滝正 目黒源吉 菅家亀八 目黒齋 目黒常三郎 目黒善之助 目黒吉助 崎豊松 小原キン 小原筆之助 目黒藤吉 内田勇 弓田興市 弓田興市 久家富尾 舟木徳松 久家栄儀 久家善次郎 弓田竹治 久家竹松 久家林吉 久家喜一 久家藤三郎 久家捨松 金子マツ 久家谷弥 内田幸五郎 小原三作雄 久家留吉 小原廣 目黒倉重 弓田正志 弓田林次郎 弓田正志 弓田林次郎 弓田市左 弓田源次郎 弓田栄松 久家徳次郎 久家又重 久家富三郎 久家美 久家利夫 久家利夫 久家アイ子 弓田英雄
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和二年福島県告示第三十三号)によること。
  - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

**福島県告示第百三十五号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
 令和二年三月六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名

原米喜 宇津味清太 小林幾馬 渡部喜貞 渡部霞房 渡部庄八 佐藤孫三郎 五十嵐定美 小林三郎 小林庄一 宇田成尚 渡部啓次 遠藤善次 渡部傳 渡部八治 遠藤友記 渡部平馬 渡部富四郎 遠藤倉雄 渡部好八 佐藤作四郎 小林義馬 渡部昇 風間操 渡部モト 渡部吉喜 渡部広 遠藤匡央 遠藤定男 遠藤辰雄 渡部春仁

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第千三百四十七号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 飯野徳次 田中忠雄 高野浩一 飯野倉三 飯野定 飯野吉昭 高野吉次郎 高野甚喜
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第千三百四十九号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名

新田サダ 新田吉栄 新田三郎 新田濱吉 新田惣太郎 新田徳太郎 新田松四郎 新田吉太郎 新田嘉十郎 新田栄次郎 新田幸次郎 新田松吉 伊藤菊次 新田吉栄 新田吉栄

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第千三百五十二号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 目黒尚 伊藤征 佐藤三雄 佐藤勇悦 田崎合重
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第千三百五十三号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 長谷川貞夫 佐藤ハナ 佐藤喜代章 佐藤偉久 佐藤登 佐藤アイ子 佐藤犬三 佐藤寅次 佐藤登美男 佐藤セン
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第千三百五十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
舟木二三夫 渡部鬼三
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第千三百五十五号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道広野 小高線	双葉郡楡葉町大字山田 浜字坂下一二番一地从 先から	変更前 A 三・四〇 三九・〇	五、〇六〇・〇	
	同 郡同 町大字下繁 岡字一丁坪一番一地从先			

- まで  
双葉郡楡葉町大字山田  
浜字坂下一二番一地从  
先から
- 同 郡同 町大字下繁  
岡字一丁坪一番一地从  
先まで

変更後

B  
一一・〇〇  
二〇〇・〇

A  
三・四〇  
三九・〇

四、七七〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道広野 小高線	双葉郡楡葉町大字下繁 岡字一丁坪二三番一地从 先から	変更前 A 四・〇〇 二七・〇	三、六三八・〇	
	同 郡同 町大字波倉 字細谷一三四番六三地从先	B 一四・七〇 二〇〇・〇	三、二四四・〇	

福島県告示第百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前	変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		の変更別	の変更後		
県道広野 小高線	双葉郡浪江町大字棚塩 字中舂倉五四一番二地 先から 南相馬市小高区浦尻字 北原八八番三地先まで 双葉郡浪江町大字棚塩 字町田九七番一地先か ら 南相馬市小高区浦尻字 北原八八番三地先まで	A 五・三〇 二六・六	A 五・三〇 二六・六	三、五一六・四	三、五一六・四
		B 五・四〇 六七・〇	B 五・四〇 六七・〇		

先まで	変更後
A 四・〇〇 二七・〇	A 四・〇〇 二七・〇
B 一四・七〇 二〇〇・〇	B 一四・七〇 二〇〇・〇
	三、二四四・〇

福島県告示第百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前	変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		の変更別	の変更後		
県道広野 小高線	双葉郡浪江町大字棚塩 字東原一四三番地先か ら 同 郡同 町大字棚塩 字三枚岩六番一地先ま で	A 八・〇〇 一一・二	A 八・〇〇 一一・二	八三六・八	八三六・八
		B 九・〇〇 二二・八	B 九・〇〇 二二・八		

(道路計画課)

福島県告示第百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道磐城棚倉停車場線	東白川郡棚倉町大字花園字沢目八 一番二地先から 同 郡同 町大字花園字沢目八 〇番二〇地先まで	令和二年三月六日

(道路計画課)

福島県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道広野小高線	双葉郡浪江町大字棚塩字赤坂一〇七番地先から 同 郡同 町大字棚塩字大原一二九番三地先まで	令和二年三月七日

(道路計画課)

福島県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道広野小高線	双葉郡浪江町大字棚塩字東原一四三番地先から 同 郡同 町大字棚塩字三枚岩六番一地先まで	令和二年三月七日

(道路計画課)

福島県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道広野小高線	双葉郡楢葉町大字山田浜字坂下一二番一地先から 同 郡同 町大字井出字上ノ原五〇番四地先まで 双葉郡楢葉町大字下繁岡字南代四七番四地先から 同 郡同 町大字下繁岡字一丁坪一番一地先まで	令和二年三月八日

(道路計画課)

福島県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道広野小高線	双葉郡楢葉町大字下繁岡字一丁坪二三番地先から 同 郡同 町大字波倉字原九二番一地先まで	令和二年三月八日

(道路計画課)

福島県告示第五百五十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 河川の名称 二級河川夏井川水系右支夏井川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 令和二年三月六日

三 廃川敷地等の位置 上流端 田村郡小野町大字浮金字羽柳百七十二番地先から  
 下流端 田村郡小野町大字飯豊字寺ノ下五十四番二地先まで  
 四 廃川敷地等の種類及び数量  
 土地(河川管理施設を含む。) 二〇三九・六〇平方メートル  
 (河川計画課)

公 告

**公告第三十九号**  
 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。  
 令和二年三月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量(%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
837	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料10 1号	10.0	1.0	—	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	片倉コー プアグ ラ株式 会社	東京千 代田区 九段北 一丁目 8番10 号	令和5 年3月 15日

(農業総合センター)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○令和二年二月二十八日付け定例第八十四号中

一一三	下	二〇	八百坂	八百坂
一一六	下	後ろか ら一八		